

いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例素案に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施の概要

期間	平成28年12月15日～平成29年1月13日	
意見応募者数	5人 市内在住5人 男性4人 女性1人	
提出の方法	持参	3人
	送付	—
	ファックス	—
	メール	—
	ホームページ	2人

2 意見等に対する対応状況

反映済み	2件
反映する	0件
反映しない	0件
参考意見	7件
その他	0件

3 意見等への対応

番号	意見等	検討結果	対応
1	<p>高齢化社会になり、これから益々独居老人や高齢者世帯も増える中で、孤独死を防ぐには地域住民の監視もそうだが、中には高齢化に伴って外出や他人との関わりを嫌がる高齢者も居るので、高齢者世帯や独居老人等のゴミ収集を個別にして声かけをしたり、また、1週間ゴミが出ていなければ宅内の確認を行う等のふれあい収集をしたり、また、地元の消防団員による見回りの強化対策等をすると思う。</p> <p>また、市役所で高齢者世帯や独居老人や障害者等の住民を把握しているので、高齢者世帯や独居老人や障害者等が住んでいる自宅に対して近所の住民が分かるようにマーク等を玄関ドアに貼る等の対策等をした方が、地域住民も災害時等に声かけや避難の手伝い等も出来るので良いと思う。</p>	<p>御意見のとおり、個人の意向として他者との関わりを避ける方など、さまざまな状況の高齢者がいらっしゃいます。孤立状態にあることでリスクを抱える高齢者を把握し、必要なサービスにつなげていくためには、市は、既存の事業を改めて検証し効果的に事業を展開するとともに、市民をはじめとして、関係機関、事業者等と連携して対応していく必要があります。今回ご提案いただいたさまざまな手法を含めまして、市議会としても、小平市の現状やプライバシーへの配慮等の諸課題を踏まえつつ、必要な事業について政策提言ができるよう、引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	参考意見
2	<p>具体的に何をどうするのかイメージできない。相談はどこにするのか。連携はどこどこがするのか。ネットワークの構築と言われてもできていない。</p>	<p>市では「地域包括ケア推進計画」のもとに、地域包括支援センター及び出張所を拠点に高齢者の生活課題に対する地域に根ざした身近な相談窓口の充実を図るとしています。また、本条例(素案)では、市、市民等、関係機関、事業者等が相互に連携しながら、それぞれの役割を堅実に果たすことにより地域見守り活動が実現されることを基本理念として定めています。</p>	参考意見
3	<p>市民同士の助け合いは限度があると思う。行政が助けってくれないと無理。見守りの輪条例を作っても、どれだけそれを実践できるか。</p>	<p>高齢者自身や家族の力、また公的支援だけでは自ずと限界があることから、地域住民等の支え合いの果たす役割にますます注目が集まっています。地域全体での見守り体制を充実させるために、市民の皆様が見守りに対する意識をより高めていただくことに条例の意義があると考えています。</p>	参考意見

<p>4</p>	<p>(4-1) 高齡者に関連する社会の現象を、社会学的分析の視点を 持つて、住民の自治意識をいかに向上させるかが鍵であり、組 織や地域をよりよく変化させるために必要な視点として、下記 の事項を考察することが必要である。①高齡者問題の正確な 掌握と変化を発見、②変化実態の分類と理由、③高齡者の人 間関係や変化の過程、④高齡者→個人・集団・組織と要因、⑤ 高齡者の変化とその効果</p> <p>(4-2) 高齡者支援方法として以下提案する。 ①新しい高齡者の健康教育、②対象者が中心・中核で決定、 ③基本的人権の擁護と、関係者の主体的参画、④相互方向→ 専門家と当該高齡者との共同作業</p> <p>(4-3) 高齡者が住み慣れた地域において、いつまでも健康でいきい きとした生活を送っていくためには、一人一人が自分の健康に 留意して生活をしていくことと併せて、生活機能の低下が疑わ れる状態になった場合には、できるだけ早期にそのことを把握 し、状態の改善や予防を図っていくことが重要である。</p> <p>(4-4) 高齡者を対象とした見守りに関する知識の啓発や、地域にお ける在宅生活の安心・安全を提供するために、高齡者やその 家族からの相談を受け、地域と連携して高齡者の見守りを行う こと。行政(小平市高齡者支援課)、小平市社会福祉協議会や 地域包括支援センター等と良き連携を保ち、高齡者に対する ①ケアマネ事業、②相談支援事業、③権利擁護事業、④生活 者支援体制事業、⑤在宅医療・介護連携の推進事業を継続的 に進めていくことが必要である。</p> <p>(4-5) 取り組みのポイントと要素について、 公的責任としての「高齡者支援環境整備」のテーマは以下のと おり。 ①住民第一主義、②情報提供と本人の意思決定と選択、③専 門家が価値づけをしない、④住民能力向上の支援環境整備 等</p>	<p>(4-1) 御意見として承ります。</p> <p>(4-2) 本条例(素案)は、高齡者見守りに対する基本理念を示すこと で、関係機関等のみならず市民全体の意識を向上させる必要 があることから制定をめざしています。事業としての具体的な 取り組みについては、今後、関連する部局において検討を行っ ていくこととなります。</p> <p>(4-3) 本条例(素案)では、市の役割として第4条第1項で「市は、高 齡者の実態把握に努めるとともに、必要な支援を行うための施 策を計画的に推進するものとする。」と規定しています。高齡者 の実態把握を小平市の状況を踏まえた現実的な施策として展 開していくためには、方法や経費等について検討が必要である ため、今後、関連する部局において検討をおこなっていくこと となります。</p> <p>(4-4) 市が多様な活動主体との連携を強化していくことは特に重要 であり、本条例(素案)では、市の役割として第4条第2項で「市 は、地域全体で多様な見守りが実施されるよう、市民等、関係 機関及び事業者等と連携を図りながら、地域見守り活動の体 制を整備するために必要な施策を実施するものとする。」とす ることで、連携について規定しています。</p> <p>(4-5) 御意見として承ります。</p>	<p>(4-1) 参考意見</p> <p>(4-2) 参考意見</p> <p>(4-3) 反映済み</p> <p>(4-4) 反映済み</p> <p>(4-5) 参考意見</p>
----------	--	--	--

5	<p>条例素案を見て、まず大いに賛同の意を示す。言うまでもなく、我が国は超高齢社会に突入し、多死時代を迎える今、誰もがそれぞれの死について、真摯に向き合わなければならない時に来ていると思う。誰にも必ず訪れる死であるが、家族に看取られての安生とした死を迎えることができるのは、もはや当たり前前とは言い切れず、孤独と孤立の中、一人寂しく旅立たなければならない人が想像以上に多くなっているということを知り、生きることに死に勝つことの難しさも痛感させられる。可能な限り、安らかに、最後まで「ああ、生きていてよかった」と心の底から実感しながら、誰もがこの世を全うできるような社会の仕組みを作ることは必要不可欠だと思う。</p> <p>それを実現するためには、条例(素案)でも触れられているように、地域における行政と市民による連携の強化、市民同士のつながりの促進が欠かせない。先の糸魚川大火で、一人の犠牲者を生まずに済んだのは、日ごろからの地域における密なコミュニケーションや交流にあったと聞いた。その意味で、孤立死対策にかかわらず、将来起こるであろう地震など災害対策においても、大いに効果を挙げるものと期待される。</p> <p>小平市民の勤め先は都心が多く、祭りなどに参加している人を除くと、ふだんはほとんど地域の交流がないと推察される。そうした人たちが定年し、地元で居続けるにしても、それまでのコミュニティーの基盤がないため、家族はあっても友人が少なく孤立するという実情も多いはずである。自ら地域に飛び込むことはとても勇気のいることですので、こうした条例の制定によって、自然な形で地域の足場となるコミュニティーの場が形成されることで、個人も地域社会とともに輝いていく高齢社会を実現できるであろうことは間違いのないと思われる。条例の早期制定を強く望む。</p>	<p>急速に進む高齢化、また地域のつながりの希薄化という状況のもとで、いわゆる孤立死や孤独死といった問題が多く発生しており、高齢者が孤立することなく、住み慣れた小平でいきいきと笑顔で暮らせる地域社会の実現が必要と考えます。本条例においては、第5条で市民等の役割を「市民相互の思いやりが不可欠であることを理解し、地域見守り活動を主体的に行うよう努めるとともに、他の者が行う地域見守り活動に協力するよう努めるものとする。」と規定しております。条例の目指すところである、「見守りに対する市民全体の意識を向上」とともに、将来的には、ご意見をいただいたコミュニティの場の醸成にもつながっていくことを期待します。</p>	<p>参考意見</p>
---	--	--	-------------